

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和四年七月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島市農業 協同組合		登録検査 機関の 名称	
抹消	追加	変更内容	変更のあった農産物検査員
吹上 浩継	石倉 悠希	氏 名	
もみ、 そば 玄米、 大豆、	もみ、 そば 玄米、 大豆、	農産物検査を行う 農産物の種類	
令和四年 七月六日		変更 年月 日	